

無病息災のお守りに

縁起物のひょうたんづくり

柴田利巳さん（三土）



自宅の作業場でろくろの前に



ひょうたんを車のキーや携帯電話につける人が多いそう

柴田さんがナンテンのひょうたんを作りはじめたのは今から6年前。「病気の家族のために何か縁起のいいものを持たせようと思ったのがきっかけで、木工用のろくろを

持っている人の
幸せを願って

その名前から一難を転じる、と言われ縁起が良いとされているナンテンの木。

三土の柴田利巳さんは、ナンテンの木を使った小さなひょうたんのマスコットを作っています。地域の人に口コミで人気が集まっているひょうたんについてお話を聞きました。

買って趣味で作りはじめました」と当時を振り返ります。どうしてナンテンでひょうたんなんですかと尋ねると、「このひょうたんは中がくり抜いてあり、小さなひょうたんが5つ入っています。合わせて6つのひょうたんを『無病息災』とかけて、難を転ずるナンテンと合わせて縁起物としています」とのこと。出来上がったものは販売はしていませんが、近所の人などにあげているそうです。「これで商売をしようとは思いませんね。持っている人にいいことがあればそれでいいです」。自宅の作業場でひょうたんのほかに木の盆や器などを作っている柴田さん。「石材店に勤めていた経験を生かして、旋盤やるくろの刃なども自分で作りました。今では毎日この作業場に座らないと気がすまなくなりましたね。ここに座っていると良い案が出てきますよ」と顔をほころば



中にはさらに小さなひょうたんが5つ

せませす。ひょうたんをあげた人の反応はと聞くと、「おかげでいいことがあったと言ってくれます。そんな皆さんの顔を見るのが何よりもうれしい。何にも勝るやりがいです」と話しました。これからのことについては「ひょうたんのほかに、新しいものに挑戦したい」と何か計画している様子。柴田さんは心のコもったひょうたんを今日も作り続けています。

税源移譲により
あなたの住民税(町・県民税)が
大きく変わります

■何が変わるの？

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱といえるのが「税源移譲」です。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで国の税収が減り、地方の税収が増えることになって、約3兆円の税源が国から地方へ移譲されます。

■どのように変わったの？

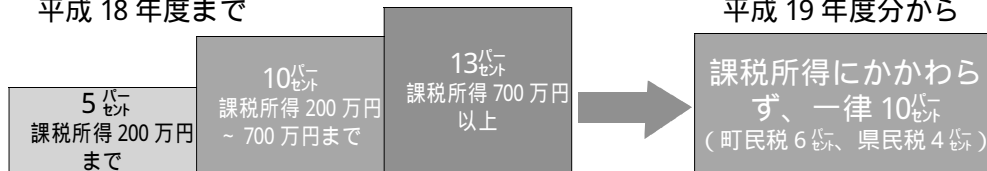
住民税(町・県民税)所得割の税率が10%に統一されました。

住民税(町・県民税)

(平成19年6月分から適用)

平成18年度まで

平成19年度分から



■税負担は増えるの？減るの？

「所得税+住民税」での税負担は変わりません。ただし、定率減税は廃止されました。

住民税については、最低税率が5%から10%に引き上げられ、最高税率が13%から10%に引き下げられますが、逆に、所得税は最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられました。また、人的控除額の差に対応した減額措置なども講じられます。

これらの措置により、税源移譲の前後で「所得税+住民税」での納税者の負担は下の表のとおり変わりません。ただし、表中の負担増減額は0円となっていますが、税源移譲前の所得税・住民税の税額は、所得税は税額の10% (12万5千円を限度)、住民税は税額の7.5% (2万円を限度)の定率減税措置がしてありませんので、実際の負担は増額となります。

独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		増減額
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

定率減税してありません。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

■所得の種類により納税時期は異なります

納税者の区分	所得の種類	所得税(減額)	住民税(増額)
サラリーマン	給与	平成19年1月源泉徴収から	平成19年6月特別徴収から
年金受給者	雑(年金)	平成19年2月源泉徴収から	平成19年6月納税分から
事業所得者等(確定申告をされる方)	事業・営業所得	平成20年2月・3月確定申告から	平成19年6月納税分から

問合せ 役場住民課(電話 72 0333)

問合せ
役場産業振興課
(電話 72 2101)



差額シールは、1枚20円または1シート(10枚)200円で販売

7月から
ごみ処理手数料が
改定されます

現在のごみ袋には
「差額シール」を
まちでは、7月1日からごみ処理手数料を改定します(可燃ごみ処理袋を、1袋10枚入り300円から500円に値上げなど)。
現在お使いのごみ袋・シールも使えますが、7月からは1枚20円の差額シールを貼ってごみを出してください。差額シールを貼っていないごみは収集できません。
差額シールは6月1日から、町役場、役場黒坂支所、ごみ袋取扱所などで販売します。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。